

1. 会合名	投資信託法制の見直し等に関する検討ワーキング・グループ(第3回)
2. 日 時 場 所	平成 25 年 1 月 17 日 (木) 午後 3 時～ 4 時 東京証券会館 第 1 会議室
3. 次 第	1. 「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ最終報告」について 2. トータルリターンに係る検討の進め方について
4. 主な内容	1. 「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ最終報告」について 金融庁 総務企画局市場課 横尾企画官より、金融審議会の「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」の最終報告について、説明が行われた(資料 1-1 及び資料 1-2)。 その後、以下のとおり質疑応答が行われた。 (質疑応答の主な内容) ・トータルリターンに関する議論以外で、本ワーキング・グループでの議論を想定しているものはあるか。 ⇒ トータルリターンと日証協の自主規制で規制している外国籍投資信託を中心に、本ワーキング・グループで議論して頂くことが考えられる。また、リスク量規制、運用報告書の改善等、投資信託の併合時や約款変更時の書面決議などの論点は販売会社にも影響を与えるものであるが、まずは運用会社と金融庁で議論し、必要に応じて販売会社の意見を聞きたいと考えている。(金融庁) ・販売手数料の記載の充実に関する対応であるが、目論見書の販売手数料に係る記載方法を改訂し、販売会社としては改訂後の目論見書等に基づき顧客に説明することになると思うが、販売会社に対して新たな規制を検討しているか。 ⇒ 説明の方法を新たに規定することは考えておらず、現行どおり金商法の規制の中で販売手数料の説明について対応してもらうことを想定している。(金融庁) ・トータルリターンの顧客への通知方法で、顧客からの個別照会に回答する方法が規定されているが、これは恒常的な制度と考えてよいか。(事務局) ⇒ 基本は、書面の交付、電子メールによる送信、ホームページの顧客専用画面上での表示の 3 つの方法で対応することを想定している。ただし、例えば顧客の数が少ない販売会社で対応コストをかけられないといった場合などについては、例外的に顧客からの個別照会に回答する方法も認められることも考えられる。どのようなケースを例外的な取り扱いにするかは、自主規制で対応してもらうことになるが、例えば、顧客数が少ないと認められるための基準を定量的なもので示すことは難しいのではないか。(金融庁) 2. トータルリターンに係る検討の進め方について 事務局より、今後の検討の進め方について説明がなされ後(資料 2)、以下のとおり意見交換が行われた。 なお、次回以降の具体的な検討方法については、今後主査と事務局において検討することとなった。

	(主な意見等) ・トータルリターンに関係する部分は、自主規制で手当てをすることになると思うが、当局としてトータルリターンのスケジュール感についてイメージはあるか。 ⇒ 金融審議会の議論では、トータルリターンについて早く動き出した方がいいという意見であった。ただし、制度開始のためには、一定の準備期間が必要であることも理解している。スケジュール感としては、遅くとも、金融庁投信ワーキングの最終報告書を受けた法律改正の施行日までにはトータルリターンに係る自主規制規則も施行してほしい。(金融庁) ・本年は日本版 I S A のシステム開発などのためシステム担当者の労力が大きく割かれる可能性があり、本件対応との兼ね合いが難しくなる可能性がある。そのあたりの配慮があるとありがたい。 ・一つの考え方として最小限全社が対応すべき内容と期限を決め、それより早く行うことは各社次第ということかどうか。また、外国投信は、トータルリターンを円建てで評価するか外貨建てで評価するかなど検討を要する項目が多く、法律の施行の時点で外国投信も含めて対応できるか悩ましいところである。さらに、通知方法については、間に合わない会社は、とりあえず施行時点では、顧客からの照会に回答する方法からスタートさせ、最終的には原則通りの回答方法となるようにするといったことも検討すべきである。 ⇒ 通知方法については、顧客からの照会に回答する方法からスタートさせ、条件が整えば、原則通りの対応をするということは理解できる。(金融庁) ・資料 2 に規則の検討とあるが、既存規則のどこかに盛り込むのか、それとも新規に規則を作るのか。 ⇒ その点については今後本ワーキングで議論をしていただくことになるが、事務局としては、新規の規則を制定するというよりは、既存の規則に盛り込むことを考えている。いずれにしても、規則で詳細に規定することは困難であり、詳細はガイドラインに記載することになるものと考えている。(事務局) 以 上
5. その他	※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部 (03-3667-8470)